

中洋小学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月 1 日

(平成 2 6 年 3 月 1 日～)

岩国市立中洋小学校

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの段階
 - (3) いじめの構造, 特徴
 - (4) 重大事態
- 2 いじめの対応に関する基本的な考え方
 - (1) 市・学校・家庭・地域総ががりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
 - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割
 - (1) 校内研修と校内体制づくり
 - (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (3) 「いじめ対策組織(対策会議)」の設置
 - (4) 豊かな心を育む教育の推進
 - (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめ防止等に向けた具体的な取組

- 1 未然防止(いじめの予防)に向けた取組
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) 学校教育活動全体を通じた取組
 - (3) 「いじめ対策会議」による組織的な取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見(把握しにくいいじめへの対応)
 - (1) 早期発見のための体制づくり
 - (2) 早期発見に向けた具体的な取組
 - (3) 家庭・地域・関係機関との連携
- 3 早期対応(現に起きているいじめの対応)
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応
 - (4) 教育相談のあり方
 - (5) 保護者との連携
 - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 いじめの解消について
- 5 新型コロナウイルス感染症などに関するいじめ防止について
- 6 重大事態への対応(生命, 身体, 財産に重大な被害が生じたいじめへの対応)
 - (1) 重大事態の判断について
 - (2) 重大事態への対応
 - (3) 調査委員会の設置
 - (4) 自殺等の背景調査
 - (5) 再調査について
 - (6) 留意すべき事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識のうえ、その防止と対策に全力で取り組んできたところである。

平成26年、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校では、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「中洋小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定した。そして、平成29年に国および県・市の基本指針が改定されたことを踏まえ、本校の学校基本方針も改定した。

本方針は、「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を参酌したうえで「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめ根絶に向けた対策等について、県及び市と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市・学校・家庭・地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじ

められていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、必要に応じ家庭と連携し、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- ・「一定の人的関係のある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※ 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

（２）いじめの段階

① レベル１【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突

（いわゆる「児童生徒間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかいなど、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

※ 「兄弟姉妹間のいじわるやけんか、保護者に叱られた等の家族間で生じたケース」を除く。

※ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

② レベル２【教育課題としてのいじめ】

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

③ レベル３【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

（３）いじめの構造、特徴

① いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持つことが重要である。

○ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験していくことがよくある。

○ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく、

ていねいに対応することが重要である。

② いじめは「四層構造」になっている。

- いじめを受けている児童
- いじめを行っている児童
- いじめを周りではやし立てている児童（悪意を持った観衆）
- いじめを見て見ぬふりをしている児童（傍観者）

※ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところでも被害が発生している場合もあるため児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

（４）重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 児童生徒・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速かつ的確に行う必要がある。

２ いじめの対応に関する基本的な考え方

（１）市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することに繋がる。
- 安心、安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域が総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

（２）対応の視点

- いじめは、「ぜったいに許されない・許さない」「どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の４点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ① 未然防止＝いじめの予防
 - ② 早期発見＝把握しにくいいじめへの対応
 - ③ 早期対応＝現に起こっているいじめへの対応
 - ④ 重大事態への対応＝生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応

(3) 学校における基本姿勢

- ① いじめは、全ての児童をいじめに向かわせないために、「未然防止」の取組がきわめて重要であり、道徳教育や人権教育、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- ② 「現にいじめがあるのではないか」との**危機意識**を持ちながら、早期発見・早期対応に努める。
- ③ いったん、いじめであると認知された場合は、全教職員が解決に向け一丸となって適切、丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消されるまで粘り強く対応する。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 校内研修と校内体制づくり

- ① いじめは**重大な人権侵害**であるとの認識のもと、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質の向上に向けた研修を行う。
また、全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ② 相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関との連携した取組等、支援体制を充実させる。
- ③ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年サポーター、所轄警察署など関係機関の指導・助言、相談等を得ることができるよう体制づくりを行う。
- ④ 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することができる体制づくりを行う。

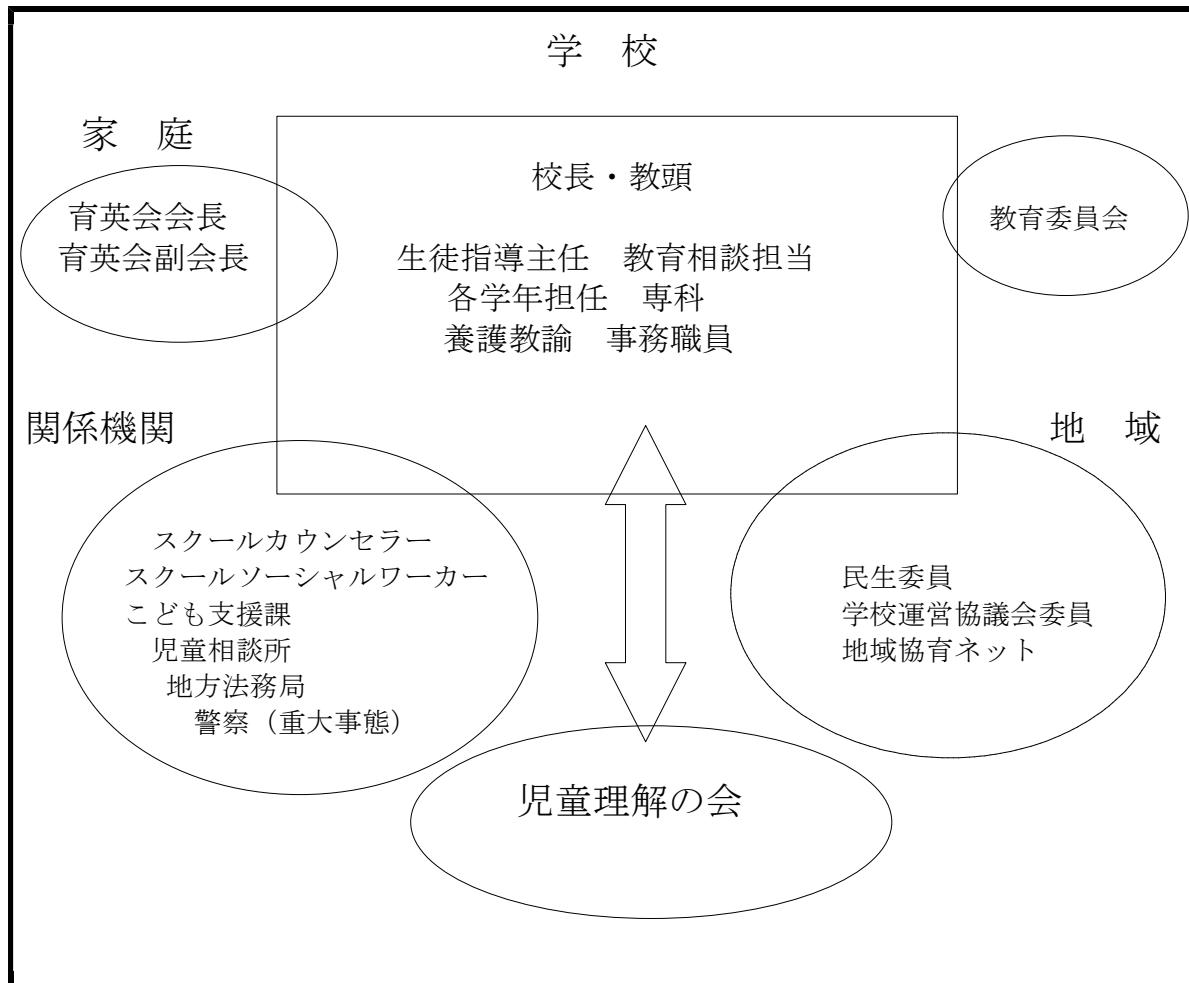
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、本校いじめ防止基本方針を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、児童、家庭、地域に広く周知を図るとともに、必ず入学時、各年度の開始時に児童・保護者等に説明を行う。
- 策定した「学校いじめ防止基本方針」は、各学校のHPへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明を行う。

(3) 「いじめ対策組織（対策会議）」の設置

- 名称 **中洋小学校いじめ防止対策会議**
- 構成 全教職員 及びスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
※ 必要に応じて、学校運営協議会委員、民生委員等を入れる。
- 設置場所 中洋小学校職員室
- 設置回数 定例会：学期に1回 必要に応じて随時

中洋小学校いじめ防止対策会議の組織図



（４）豊かな心を育む教育の推進

① 学校教育活動全体を通した道徳教育の充実

道徳の時間を中心に教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図る。その中で**思いやりの心、他人の心の痛みの分かる**児童の育成を行っていく。道徳教育を行う上で留意したいことは体験的な活動を重視し、単なる理解に終わることなく、**実践的な態度**を身につけさせていくことである。いじめを見て見ぬふりをする傍観者をつくらないようにし、いじめを許さない雰囲気や学級、学校全体に行き渡らせるために、実践的な態度、実践力を持った児童を育成することはきわめて重要なことである。

② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめが起こる要因の一つに学級、あるいは学校の規範意識の欠如が考えられる。いじめを未然に防ぐためにも児童の**規範意識を醸成**することはきわめて重要なことである。そのため、「学校のきまり」「学級のきまり」について、各学年の発達段階に応じた重点的かつ具体的な取組を行っていく。本校には生徒指導を行っていくうえで、伝統的に５つの「あ」（あいさつ・あんぜん・あとしまつ・ありがとう・あたたかいところ）の実践があるのでこれを充実させていくこととする。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ① 学級担任が子どもたちと向かい合いふれ合うことができる時間の確保に努める。

○ 業務改善を図り、多忙化解消を図る。具体的には、校務分掌をコンピュータ管理し、提案文章をデータ化する。また、会議や打ち合わせの時間を効率化するために、提案文書の2日前提出を徹底する。また、学級事務を軽減するために事務職員の協力を得るようにする。

- ② 多様な専門家や関係機関との連携の推進を図る。

SCやSSW等の心理や福祉に関する連携はもとより、児童相談所、警察、医療関係、地方法務局等の人権擁護機関、市こども支援課等の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等の取組の充実を図る。また、教育相談の実施にあたり、法務局「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センター「24時間子どもSOSダイヤル」などの学校以外の相談窓口を、児童や保護者へ適切に周知する。

- ③ 校種間連携の促進

いじめ対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。具体的には、灘中学校との連携、くろいそ保育園、灘幼稚園との連携に努める。

第2 いじめ防止等に向けた具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。校内研修を実施するにあたっては、実際に起きた事例をもとに**臨場感のある研修**を行う。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、豊かな人権感覚をもつことによって、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないようにする。

イ 児童理解の会

- ・ 各学年の気になる児童についての共通理解を図るとともに、いじめの有無について話し合いを行うようにする。また、対応については、**全校体制**で臨む。

ウ 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談担当教諭を中心に管理職、養護教諭を含めた**全教職員**が当たる。スクールカウンセラーを定期的に招いて気になる子どもたちの心理状況や改善策を協議する。

エ 児童の行動観察

- ・ 授業中はもちろんのこと、給食時、昼休み中、清掃活動、放課後など、できるだけ子どもたちとのふれあいの機会を増やし、子どもたちの様子を観察するとともに**信頼関係を構築**する。

オ 児童の心の理解

- ・ 日記帳、いじめアンケート調査、元気スマイルカード等を通して、子どもたちの心の状態を把握する。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 学校だよりを毎月発行、またHP等によって、学校の様子、子どもたち

の様子を家庭や地域に発信し、学校、家庭、地域が一体となった学校運営を行う。

(2) 学校教育活動全体を通した取組

- ① 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考えを尊重しながら、自分の考えを発信し合える支持的風土の醸成を目指す。
- ② 様々な体験活動を通して、座学だけでは得られない思いやりの心や協調性、忍耐力などを身につけさせるとともに、集団の中での自分の居場所づくりを行う。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- 分かる授業を行う。学校生活の大半は授業であることから、子どもたちの「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できるような授業を行うことが何より大切である。また、子どもたちの考えや意見を授業の中で大切に扱い、授業の中で生かすことによって、子どもたちに自己有用感を高めていきたい。よく分かる授業、学ぶことが楽しいと感じる授業は、子どもたちに学校での**居場所づくり**を行うことに繋がっていく。

総合的な学習の時間においては、グループでの調べ学習を行う中で、**自分もみんなの役に立っているんだ**、という感覚をもたせるような指導を展開して行く。

イ 道徳

- 命の大切さを感じさせる題材を取り扱い、自分の命も他人の命もかけがえのないものであり大切にしていかなければならないことを感じさせる指導を行う。
- 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や実践的な態度を育てる。いじめは頭の中で悪い、ということは分かっているけど、止めることができず傍観者になってしまうことが多い。道徳の授業の中で、体験的な学習を多く取り入れていくことによって、**コミュニケーション能力**や**人間関係調整力**を養っていきたい。いじめを見たときに、傍観者にならず、止める勇氣を持つこと、止めることはできなくても誰かに相談することができる児童を育てる。
- 学校や学級の実態に応じた題材を取り扱い、「いじめ」問題を考えさせる。その際、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供を行う。

ウ 特別活動等

- 「行事が子どもを育てる」と昔から学校現場ではよく言われていたが、様々な行事を行う中で、子どもたちに**主体性**や**協調性**、**創造性**や**忍耐力**をつけさせていきたい。みんなと協力して何かを成し遂げることの楽しさや達成感を味わわせることによって、友だちの意見を大切にすることや助け合うことのすばらしさを体感させていきたい。
- 行事を行う中で、「自分もみんなの役に立っているんだ」という**自己肯定感**や「自分はみんなから大切にされているんだ」という**自尊感情**を醸成していく。

エ その他、情報モラル教育、心の教育を推進

○ 情報モラル教育

・一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

○ 車いす体験学習等、外部人材を招いての人権教育

○ 「瀬戸海いきいきサロン」でのお年寄りとのふれあい学習 等

(3) 「いじめ対策会議」による組織的な取組

- ① 本校は小規模校であるため、いじめ対策会議には全教職員が参加する。そこで、各学年から気になる児童の報告があり、**全教職員が情報を共有**することにしている。また、対応策については、担任だけでなく、校長、教頭、養護教諭も含め**全校で組織的に対応**していく体制が構築されている。
- ② 中学校区に配置されているスクールカウンセラーの参加を得ながら、学校評価等を活用し、自校のいじめ対策について、「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対応」の視点から検証・改善を行う。
- ③ いじめにかかわらず、様々な問題行動に対して緊急性がある場合はすぐに会議を開き**素早い対応**ができるようにしている。必要があれば、スクールカウンセラー、こども支援課、児童相談所等の関係機関との連携を行う体制が整っている。

(4) 家庭・地域との連携

- ① いじめ問題については、学校だけでは十分把握できない部分があることから、家庭や地域との連携のもとに協働して解決を図るようにする。そのためにも、学校をさらに家庭や地域に開かれた学校にしていく。
- ② 家庭や地域からいじめに関する情報が寄せられた時には、誠意ある対応を行う。
 - ア 保護者との連携
 - 日頃から、いじめの問題に対する学校としての姿勢を育英会総会や学級懇談会等、機会あるごとに示し、いじめに対する認識を深め、**協働して取り組む**ことができるようにする。
 - イ 地域社会との連携
 - 学校の様子や子どもたちの様子を学校だより（毎月発行）や学級だより、ホームページ等で家庭・地域に発信する。
 - 育英会はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、中洋地区自治会、灘地区民生委員児童委員協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組んで行く。
 - 日頃から市こども支援課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）

(1) 早期発見のための体制づくり

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。

- ・学級担任だけでなく、専科、養護教諭、非常勤講師、読書活動推進員等との連携を密にする。
- ・生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭、事務職員、管理職等、全ての教職員がかかわる連携体制を確立して日頃から子どもたちのきめの細かい行動観察を行う。
- ・学校評価、授業評価、生活アンケート、保護者アンケート、元気スマイルカード等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。生活アンケートについては、いじめを感じさせる内容があればすぐに対応する。また何も問題がないものも児童が卒業するまでは保管する。可能であれば、当該児童が中学校を卒業するまで保管する。

（２）早期発見に向けた具体的な取組

- ① 児童や保護者、地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」と言った、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- ② 児童との信頼関係にもとづき、**絆や繋がりを深める「心の教育」**を推進し、指導の徹底を図る。
 - 担任教師の業務の見直しを行い、できるだけ子どもとふれ合う時間を増やす。
 - 日頃の行動観察や日記帳の点検、生活アンケートを実施し、子どもの内面の変化を把握する。
 - いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
 - 平素より、子どもに寄り添い、どんな小さなことでも相談しやすい**許容的な環境づくり**に努めるとともに、気軽に声かけができるようにする。
 - １週間ごとに生活アンケート（いじめに関するアンケート）を行い、個別の教育相談を行う。教育相談室は、他の子どものことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談できるよう留意する。

（３）家庭、地域、関係機関との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるようにするとともに相談があった場合には誠意をもって丁寧に対応する。
 - ・学校評価の項目の達成状況を把握するために保護者アンケートを実施し、保護者の声を課題把握に生かし、保護者、地域のからの評価も含め、いじめに対する様々な取組は実効的なものになっているかどうか点検し、必要に応じて見直す。
 - ・地域にある商店やコンビニエンス・ストア、自動販売機の周辺等、児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動、灘地区社会福祉協議会街頭補導活動等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
 - ・地域行事に積極的に参加し、地域との連携の強化を図る。また、地域行事や各種の催し事などに子どもたちの積極的な参加を促す。

保護者や地域との信頼関係を構築し、地域ぐるみでいじめの根絶を図る。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組を実効的に行う。
- 必要に応じて、こども支援課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用も行う。
- 全校体制でいじめの解消、根絶に向けた取組を推進する。
 - ・ 事実関係の確認＝いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り調査等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 調査結果を当該学校の設置者に報告する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き協議する。本校においては、全教職員が参加し対応策について共通理解する。
 - ・ いじめられている児童への対応＝信頼関係にある教職員が担当し、「絶対にいじめから守る」ことを約束する。
 - ・ いじめている児童への対応＝複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割り分担を決める）が担当する。対応に当たっては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で当たる。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応＝複数の教職員（該当学年教員等）が担当する。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応＝学級担任が主に担当するが、必要に応じて管理職が誠意を持って対応する。対応に当たっては、いじめの事実を隠すことなく伝え謝罪する。今後はいじめの解消に向けて全校を上げて取り組んで行くことを約束する。
 - ・ いじめている児童の保護者への対応＝学級担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。対応に当たっては、いじめの事実を伝え、いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んで行くことを約束してもらう。
 - ・ 必要に応じて、育英会等への働きかけを行う。＝校長、教頭で当たる。
 - ・ 市教育委員会、関係機関との連携＝校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

（2）対応する上での留意点

- ① いじめられている児童への対応
 - 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
 - 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で自信を回復させ、精神を安定させていく。
- ② いじめている児童への指導
 - 自分の行為（いじめ）によって、相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させるよう促す。
 - いじめは、いじめられた児童だけでなく、いじめられた児童の保護者やいじめた児童の保護者にも苦痛を与えたことを痛感させる。
 - 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後

は絶対に行わないことを約束させる。

- 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- いじめをはやし立てている（観衆）への指導＝いじめを行っている児童と同じであることを強く認識させる。
- いじめを見て見ぬふり（傍観者）をしている児童への指導＝いじめをみたら、勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。いじめを報告してきた児童には、その**勇気と正義感をたたえる**ようにする。また、秘密を厳守することを約束する。

④ いじめのアフターケア

- いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になくなるまで十分注意しておく。
- 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。

（３）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネットや携帯電話を利用したいじめについての研修会を全教職員で行うとともに、高学年（５～６年生）を対象に、正しい利用方法や危険性についての指導を行う。
- インターネットや携帯電話でのいじめが発覚した場合は、専門家を加えて速やかに対応する。

（４）教育相談のあり方

- ① いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等において、教育相談はきわめて重要であるとの認識のもとに、教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行っていく。
- ② いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - いじめられている児童生徒に対しては、精神的なつらさや苦しさに全面的に**共感し、寄り添う**。
 - いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、**毅然とした態度で指導**する。同時に、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

（５）保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭で行うこと」をはっきりさせ、協力を求める。

（６）地域・関係機関との連携

① 学校と地域との連携

- 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校運営協議会において、児童の様子について日常的な情報提供を行うとともに、いじめ事案等発生時には報告を行う。

② 学校と関係機関との連携

- いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- 平素から、市こども支援課、児童相談所、所轄警察署等と連携をとり、必要に応じて協働して対応する。

4 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

ア いじめを受けた児童に対する、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が、相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続して止んでいる状態である。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

イ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、児童の様子を含め状況を注視する。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月が目安）において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態である。

イ 心身の苦痛を感じていないかどうかについては、いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認する。

5 新型コロナウイルス感染症等に関するいじめ防止について

(1) 留意すべき事項

- 児童に対し、新型コロナウイルス感染症等に関する最新かつ適切な知識を元に、学校医や関係機関などと連携しながら、発達段階に応じた指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童の人権に十分配慮すること。併せて、児童が誤った情報に基づく偏見や差別があることに気づき、解決しようとする態度を養うよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症等を理由とした偏見によるいじめが発生することがないよう、いじめ防止対策推進法や本いじめ防止基本方針などに則り適切に対応（いじめの未然防止、疑いも含め、いじめを認知した場合の調査や被害児童のケア、加害児童への指導等）する。
- 不安を抱える児童については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図る。

6 重大事態への対応（生命、身体、財産に重大な被害が生じたいじめへの対応）

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、以下のことが考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒が自殺を企図した場合○ 身体に重大な障害を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合 等 |
|---|

- 児童や保護者からいじめで重大事態に陥ったという申し立てがあったときには、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」を考えられるときでも、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的な対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため、毅然とした厳しい対応を行う。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い対応していく。
- 関係機関との連携を速やかに図る。

(3) 調査委員会の設置

- 重大事故であると判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査委員会には、県教委が委嘱しているF R（ファミリー・リレイションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として調査を行う。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に繋げる。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺等の背景調査

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士等）を構成員として調査等を行う。

(5) 再調査について

- 再調査は首長部局が行うが、学校としては様々な側面から協力する。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査委員会への資料提供は積極的に行う。
アンケート調査や児童への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていく。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

○ **指導上の配慮が必要な児童生徒**

発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。